

栃木県風しん抗体検査事業の見直しに伴う変更点について

より効果的な事業実施を進めるとともに、より多くの方に本事業での風しん抗体検査を受検いただくために以下のとおり要領の見直しを行いましたので、内容を御了知の上、事業実施に御協力くださいますようお願いいたします。

【①検査要件】

令和6年度から以下のいずれかに該当する方が事業対象外となります。

- ① 過去に風しんにかかる抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- ② 妊娠を希望する女性の場合、18歳未満の者
- ③ 過去に本事業において風しん抗体検査を受けた者
- ④ 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性（市町が実施する風しんの追加的対策の対象者）

【②証明書等の確認】

窓口で証明書等による対象要件の確認をお願いします。

- ① 妊娠を希望する女性：保険証、運転免許証等の住所が確認できる証明書
- ② 配偶者等の同居家族：保険証、運転免許証等の住所及び妊娠希望女性との同居が確認できる証明書
- ③ 低抗体価妊婦の同居者：保険証、運転免許証等の住所及び妊娠希望女性との同居が確認できる証明書及び妊婦の抗体価が確認できる母子手帳等

【③請求方法の変更】

栃木県電子申請システムでの請求をお願いします。（請求手順は別添資料をご確認ください。）

- 前月分の実績及び請求内容を栃木県電子申請システムから登録し、申込書（PDF）データを添付して請求ください。
※登録した内容を反映させた請求書がダウンロード可能です。
※引き続き郵送での請求も可能です。
- 請求月ごと110円の請求事務費が廃止になります。